

平成26年度地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号により随意契約を行う案件（水道事業） 一覧表（平成25年5月 日更新）

- (7) 障害者支援施設等から同施設等で製作された物品の買入れを行うもので1件の予定価格が80万円を超えるもの。
- (4) 障害者支援施設等から役務の提供を受けるもので1件の予定価格が50万円を超えるもの。
- (9) シルバー人材センターから役務の提供を受けるもので1件の予定価格が50万円を超えるもの。
- (2) 母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受けるもので1件の予定価格が50万円を超えるもの。

発注予定情報						契約締結前公表情報			契約締結後公表情報				
番号	区分	所管課	案件名	概要	契約予定時期	納入期限 及び 履行期間	選 定 基 準	契約相手の 決定方法	契約相手の名称等	契約締結日	契約金額 (税込)	契約相手とした理由	変 更 等
1	役務の提供	浄水施設課	植栽管理業務	浄水場、加圧所、配水池等の草刈り、清掃を実施し、清潔かつ快適な状況を維持するもの	平成26年4月	平成27年3月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項3号に該当する市内のシルバー人材センターであること	単独随意契約	(社)三田市シルバー人材センター	平成25年5月1日	¥3,132,000	選定基準を満たす相手方が1者であるため	